

～平成 21 年度定例監査結果公表～

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに大崎町監査委員条例第 4 条の規定に基づき、平成 21 年度会計に係る定例監査を実施したので、その結果を同法 199 条第 9 項並びに同条例第 8 条の規定により、次のとおり報告し公表します。

1 監査の対象

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 経営に係る事業の管理
- (3) 備品の管理状況

2 実施日程

町長部局、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会について、平成 22 年 1 月 13 日から平成 22 年 2 月 25 日まで実施。

3 監査結果及び意見

(1) 財務に関する事務の執行について

平成 21 年度の事務に関する事務事業が、経済的、効率的に実施されているかを主眼とし、法令及び条例等の定めに従って事務処理がなされているかを監査した。

監査の結果、各会計とも予算の効率的執行により計画された事務事業については、所期の目的を達成しており、健全な財政運営がなされていると認められる。

工事請負費については、抽出により現場監査を実施したが、設計書に基づき適正な工事執行がなされていると認められた。

(2) 経営に係る事業の管理について

水道事業の経営については、健全経営がなされていると認められる。

今後も、なお一層の経営合理化を図りながら、事業の使命である安全かつ安い水の安定供給に最善の企業努力をされたい。

(3) 備品の管理状況について

備品については、平成 20 年度中に各課全ての備品をデータ入力し、会計課で一括して備品台帳を保管する等よく整備がなされていた。

平成 20 年度に購入の備品について、現物確認と管理利用状況を監査した結果、全般的によく管理運用がなされていたが、一部確認出来ないものもあった。備品は町の財産でもあるので、現物を常に把握し、有効利用すると共に不要な物は廃棄処理を行うなど適正な管理に努められたい。

(4) その他

事務処理において、依然として不備が見受けられたので、伝票や契約書等の書類作成の際は、十分注意しながら正確な処理を心がけられたい。また、監査の過程で指摘されたものについては、厳重に注意を払い、同じ過ちを繰り返すことのないよう留意されたい。

平成 22 年 3 月 9 日

大崎町監査委員 四 本 庸 一
同 後 迫 哲 矢